

「食品表示法第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令案」の概要について

食品表示法（平成25年法律第70条。以下「法」という。）の施行に伴い、法第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める。

【財務大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項】

- 1 法第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項は、食品表示基準に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。
 - (1) 保存の方法
 - (2) 消費期限又は賞味期限
 - (3) 添加物
 - (4) 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムに限る。）の量及び熱量
 - (5) 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）
 - (6) L-フェニルアラニン化合物を含む旨
 - (7) 特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品をいう。）に関する事項
- 2 法第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項は、食品表示基準に定められた遵守事項のうち前記1に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品にあつては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）を表示する際に食品関連事業者が遵守すべき事項とする。

【財務省職員の身分を示す証明書】

- 3 法第8条第3項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書を定める。

【消費者庁長官又は財務大臣に対する申出の手続】

- 4 法第12条第2項の内閣府令・農林水産省令で定める手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。
 - (1) 申出人の氏名又は名称及び住所
 - (2) 申出に係る酒類の品目
 - (3) 申出の理由
 - (4) 申出に係る酒類に係る食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
 - (5) 申出に係る酒類の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

【施行期日】

法の施行の日から施行。